高岡市通所型サービスＢ事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高齢者等が住民主体の通いの場に通い、地域住民等との交流を持つことで、社会的孤立を防止し、生きがいづくりや健康保持を図るため、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、高岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第４条第１号イ(ｳ)に規定する通所型サービスＢ事業（以下「通所型サービスＢ」という。）を実施する団体に対し、高岡市通所型サービスＢ補助金を交付することについて、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第２条　補助金の交付の対象となる団体は、次の各号の全てに該当する団体とする。

(1) 活動が円滑に行えると認められる一定の地域内に居住する、５人以上の市民を構成員とするボランティア団体、特定非営利活動法人、地縁組織等であること。

(2)　営利活動、政治活動、宗教活動又は法令若しくは公序良俗に反する活動を行わ　　 ないこと。

（3） 市から通所型サービスＢの実施に係る他の補助金等の交付を受けていないこと。

（補助対象事業の内容）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1)　通所型サービスＢの実施場所が、高岡市内であること。

(2)　年間を通じて概ね週１回以上の活動を継続して実施すること。

(3)　１回の開催時間が概ね２時間以上であること。

(4)　体操、運動、レクリエーション、会食等高齢者の介護予防又は閉じこもり予防に資する活動を実施すること。

（補助金額等）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助限度額は、別表に定めるところによる。

２　前項の規定に関わらず、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（平成27年６月５日老発0605第５号厚生労働省老健局長通知）の介護予防・生活支援サービスに係る単価等の規定により、利用する居宅要支援被保険者等の数が全体利用者数の半数を下回る場合は、前項の規定により算定した補助金額を、居宅要支援被保険者等の割合で按分した額を補助金の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を申請しようとする団体は、高岡市通所型サービスＢ事業補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の高岡市通所型サービスＢ事業補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

　(1)　事業計画書

　(2)　収支予算書

　(3)　その他市長が特に必要と定める書類

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

　（決定の通知）

第７条　市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高岡市通所型サービスＢ事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、通知するものとする。

２　市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を通知するものとする。

（変更交付申請）

第８条　補助金の交付決定通知を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象事業の内容若しくは予算の変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、速やかに高岡市通所型サービスＢ事業補助金変更（中止・廃止）申請書（様式第３号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

２　市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、高岡市通所型サービスＢ事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第４号）により補助団体に通知しなければならない。

（実績報告）

第９条　補助団体は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了後10日以内又は補助事業実施年度の３月31日のいずれか早い日までに、高岡市通所型サービスＢ事業補助金実績報告書（様式第５号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

　（1）　事業報告書

　（2）　収支決算書

　（3）　利用実績報告書

（補助金の額の確定）

第10条　市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等を行い、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高岡市通所型サービスＢ事業補助金確定通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条　前条の規定による通知を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、高岡市通所型サービスＢ事業補助金請求書(様式第７号)を市長に提出しなければならない。

２　市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず第６条第１項の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助団体の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

３　前項の概算払を受けようとする補助団体は、高岡市通所型サービスＢ事業補助金概算払請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

４　市長は、概算払を行った補助金について、前条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第１項及び次条の規定を準用し、過払いがあるときは速やかにその額を戻入させるものとする。

（補助金の交付）

第12条　市長は、前条第１項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助団体に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第13条　補助団体は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して５年間これを保管しなければならない。

（決定の取消し等）

第14条 市長は、規則第16条に基づき、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は、第10条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第15条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助団体に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　市長は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助団体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告、検査及び指示）

第16条　市長は、必要があると認めるときは、補助団体に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第13条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

（補助金の流用の禁止）

第17条　補助団体は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

（その他）

第18条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。

３　前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第４条関係）

【補助対象経費】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 内容 |
| 立ち上げ経費 | | 備品購入費、印刷製本費、施設の改修費等 |
| 活動経費 | 人件費 | サービスの利用調整等に係る人件費 |
| 交通費 | サービスの利用調整等に係る交通費 |
| 光熱水費 | 利用施設の冷暖房費、電気代等 |
| 通信費 | サービスの利用調整に係る通話料その他活動に必要な郵便料等（申請書類、講師依頼等） |
| 保険料 | ボランティア保険等 |
| 消耗品費 | 事務用品、書籍、教材費、消毒液等（利用者個人の直接的な利益となるものを除く） |
| 印刷製本費 | 通所型サービスＢの周知に関するチラシ、ポスター等の印刷製本費 |
| 謝礼金 | 活動に携わるボランティアに対する謝礼金 |

【補助金の額】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 補助金の額 | 補助限度額 |
| 立ち上げ補助 | １会場あたり30,000円（過去に市から、同一事業に係る立ち上げの補助を受けている場合を除く。） | 30,000円 |
| 活動補助  （通常分） | ２時間以上４時間未満   |  |  | | --- | --- | | 参加人数 | 補助基準額 | | ５～９人 | 3,010円/回 | | 10～19人 | 4,010円/回 | | 20～29人 | 5,080円/回 | | 30人以上 | 7,010円/回 |   ４時間以上   |  |  | | --- | --- | | 参加人数 | 補助基準額 | | ５～９人 | 4,570円/回 | | 10～19人 | 5,890円/回 | | 20～29人 | 7,400円/回 | | 30人以上 | 10,100円/回 | | 484,800円 |
| 活動補助  （家賃補助） | 会場を賃借している場合、１か月10,000円（賃借料が１か月10,000円未満の場合は、その賃借料とする。） | 120,000円 |
| 活動補助  （送迎補助） | 送迎１回あたり100円 | 4,800円 |

※補助金の額は、上記の各項目の合計額とする。

様式第１号（第５条関係）

　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　年　月 日

高岡市長　あて

団体名

〒

（代表者）　住所

代表者氏名

連絡先

年度高岡市通所型サービスＢ事業補助金交付申請書

　 　　　　年度高岡市通所型サービスＢ事業補助金の交付を受けたく、高岡市通所型サービスＢ事業補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。

記

１　交付申請額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

２　添付書類

　(1)　事業計画書（別紙様式１）

　(2)　収支予算書（別紙様式２）

　(3)　その他

様式第２号（第７条関係）

　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　 高岡市指令　　第　　　 号

　　　　　　　　　　　様

年度高岡市通所型サービスＢ事業補助金交付決定通知書

　 　　年　月　日付けで申請のあった　　　　　年度高岡市通所型サービスＢ事業補助金については、高岡市通所型サービスＢ事業補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

年　　月　　日

高岡市長　　　　　　　印

記

１　補助金の額　　　　　　金　　　　　　　　　円

２　補助金の交付の条件

　(1)この補助金は、当該補助事業の目的以外に使用してはならない。

　(2)事業が完了したときは、事業完了後10日以内又は補助事業実施年度の３月31日のいずれか早い日までに、高岡市通所型サービスＢ事業補助金実績報告書（様式第６号）を提出しなければならない。

　(3)この補助金交付条件に違反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずること

がある。

　(4)都合により実施しなかった場合は、補助金の全部又は一部を返還するものとする。

様式第３号（第８条関係）

　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　年　月 日

高岡市長　あて

団体名

〒

（代表者）　住所

代表者氏名

連絡先

年度高岡市通所型サービスＢ事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

　　　年　　月　　日付け高岡市指令　　　第　　　号で交付決定のあった　　　　年度高岡市通所型サービスＢ事業補助金について、次のとおり補助事業等を変更(中止・廃止)したいので、高岡市通所型サービスＢ事業補助金交付要綱第８条の規定により申請します。

１　変更の内容

２　変更の理由

３　変更前交付申請額　　　　　　金　　　　　　　　円

４　変更後交付申請額　　　　　　金　　　　　　　　円

５　添付書類

　(1)　事業計画書（別紙様式１）

　(2)　収支予算書（別紙様式２）

　(3)　その他

様式第４号（第８条関係）

年　月　日

　様

高岡市長　　　　　　　　印

高岡市通所型サービスＢ事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書

年　　月　　日付けで変更（中止・廃止）申請のあった　　　　高岡市通所型サービスＢ事業補助金については、高岡市通所型サービスＢ事業補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり承認することに決定したので通知します。

１　補助金の変更（中止・廃止）の承認内容

２　補助金の変更（中止・廃止）の条件

様式第５号（第９条関係）

年　　月 　 日

高岡市長　あて

団体名

〒

（代表者）　住所

代表者氏名

連絡先

年度高岡市通所型サービスＢ事業補助金実績報告書

　 　　年　月　日付け高岡市指令　　　第　　　　号で交付決定のあった　　　年度高岡市通所型サービスＢ事業補助金について、補助事業が完了したので、高岡市通所型サービスＢ事業補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり報告します。

１　補助事業の完了年月日　　　　　　　年　　　月　　　日

２　補助金の交付決定額　　　　　　金　　　　　　　　　円

３　補助対象経費の予算額　　　　　金　　　　　　　　　円

４　補助対象経費の実績額　　　　　金　　　　　　　　　円

５　添付書類

　(1)　事業報告書（別紙様式１）

　(2)　収支決算書（別紙様式２）

　(3)　利用実績報告書（別紙様式３）

　(4)　その他

様式第６号（第10条関係）

　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　 高岡市指令　　　第　 　 号

　　　様

年度高岡市通所型サービスＢ事業補助金確定通知書

　 　　　　年　月　日付け高岡市指令　　　第　　　　号で交付決定した　　　年度高岡市通所型サービスＢ事業補助金については、　　年　月　日付け実績報告に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、高岡市通所型サービスＢ事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

　(なお、要返納額については、　　年　　月　　日まで返還することを命じます。)

　　　　　　年　　月　　日

高岡市長　　　　　　　印

１　補助金の確定額　　　　　　　　金　　　　　　　　円

２　補助金の決定通知済額　　　　　金　　　　　　　　円

３　補助金の既交付額　　　　　　　金　　　　　　　　円

４　補助金の追加交付額　　　　　　金　　　　　　　　円

　　　(又は要返納額)

様式第７号（第11条関係）

　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　 月 日

高岡市長　あて

団体名

〒

（代表者）　住所

代表者氏名

連絡先

年度高岡市通所型サービスＢ事業補助金請求書

　　　　年　　　　月　　　日付け高岡市指令　　　第　　　　　号で交付確定のあった高岡市通所型サービスＢ事業補助金について高岡市通所型サービスＢ事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

１　請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 支店名 |
| 種目・口座番号 | 普通　・　当座　　口座番号 |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

※　通帳の写しを添付してください。

様式第８号（第11条関係）

　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　 月 日

高岡市長　あて

団体名

〒

（代表者）　住所

代表者氏名

連絡先

年度高岡市通所型サービスＢ事業補助金概算払請求書

　　　　年　　　　月　　　日付け高岡市指令　　　第　　　　　号で交付決定のあった高岡市通所型サービスＢ事業補助金について高岡市通所型サービスＢ事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり概算払請求します。

１　請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 支店名 |
| 種目・口座番号 | 普通　・　当座　　口座番号 |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

※　通帳の写しを添付してください。

（別紙様式１）

年度高岡市通所型サービスＢ事業（計画書・報告書）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施団体名 |  | |
| 事業内容  （年間計画） |  | |
| 実施（予定）時間等 | 事業期間：　　　年　　月　　日～　　　　　年　　月　　日  実施時間：　　　時　　分～　　　時　　分（毎週　　　曜日） | |
| 実施（予定）会場 |  | |
| 実施（予定）会場  使用料 | あり（　　　　　　円/回）　・　なし | |
| 利用可能人数 | １回あたり　　　　　人 | |
| 利用者数見込み | 月平均　実　　　　　人 | |
| 従事者数 | １回あたり　　　　　人 | |
| 利用者負担 | あり（　　　　　　円/回）　・　なし | |
| 食事、茶菓等の提供の有無 | 食事：あり　・　なし  茶菓：あり　・　なし | ・事業所で調理し、提供  ・外部から搬入  ・その他（　　　　　　） |

※計画書の内容について情報を公開します。（利用者数見込み及び従事者数は除く。）

（別紙様式２）

収支（予算書・報告書）

収入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | 内訳 |
| 市補助金 |  |  |
| 参加者利用料 |  |  |
| 団体自己資金 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

支出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象となる経費 | | |
| 科目 | 金額 | 内訳 |
| 人件費 |  |  |
| 交通費 |  |  |
| 光熱水費 |  |  |
| 通信費 |  |  |
| 保険料 |  |  |
| 消耗品費 |  |  |
| 印刷製本費 |  |  |
| 謝礼金 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 小計① |  |  |
| 補助対象とならない経費 | | |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 小計② |  |  |
| 合計 |  |  |

（別紙様式３）

利用実績報告書

（　　　月　～　　月分）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 活動月日 | 曜日 | 時間 | 事業対象者等 | | その他 | | 合計 | |
| 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ～ |  |  |  |  |  |  |

※事業対象者等とは、事業対象者や要支援者、継続利用要介護者のことをいう。

|  |
| --- |
| 【主な活動内容】 |